

業務委託仕様書

1 業務名

食品安全総合ウェブサイト構築業務

2 目的

食品安全に関する情報提供を目的に、富山県庁 HP 内に「とやま食の安全・安心情報ホームページ」を開設しているが、当該ページは県公式ホームページを管理するシステムの既存テンプレートを使用していることや、食品安全に関する情報が複数課のページにまたがって掲載されていることから、情報へのアクセス性が悪く、改善が求められている。

そこで、当該ページを「とやま食の安全総合案内所（仮）」として富山県庁 HP のサブサイト化するとともに、ページデザインの刷新を図ることにより、情報へのアクセス性およびデザイン性を向上させ、情報発信力の向上と、県民にとってのサイト利便性を向上させる。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 委託業務の内容

食品安全総合情報サイトの構築

5 委託業務の要件

(1) 用語の定義

本仕様書に記載する主要な用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
県ホームページ	県公式ホームページ (https://www.pref.toyama.jp/) を、「県ホームページ」という。
県ホームページシステム（県 CMS）	県ホームページに掲載するコンテンツを管理するシステムを、「県ホームページシステム」または「県 CMS」という。 なお、県ホームページシステムに採用しているパッケージは以下のとおり。 パッケージ名：CMS-8341/やさしい 製造元：グローバルデザイン株式会社
テンプレート	県 CMS で公開するページを生成するための雛形を「CMS テンプレート」または「テンプレート」という。CMS テンプレートは県 CMS のパッケージの仕様に従って作成する必要がある。
機能テンプレート	プログラムによって動作するように作成された部分が中心のテンプレートを「機能テンプレート」という。

雛形テンプレート	施設詳細など、各ページで共通的に利用するテンプレートを「雛形テンプレート」という。
デザインページ	CMS テンプレートに適用されるデザインの元になる HTML ページを、「デザインページ」という。
WEB サーバー	県ホームページを外部に公開するためのサーバーを、「WEB サーバー」という。
CMS 事業者	県 CMS を運用・管理している事業者を、「CMS 事業者」という。 なお、本件の CMS 事業者はグローバルデザイン株式会社である。

(2) サイトの構築

- ① サイトは富山県広報課が管理する県ホームページの WEB サーバー及び県 CMS を使用して作成すること。
- ② 受託者は CMS 事業者と再委託契約を結び、CMS 事業者の行う業務に係る費用を CMS 事業者を支払うこと。(CMS 事業者への再委託見積額は発注者から別途示すこととする。)
- ③ 富山県ウェブアクセシビリティ方針及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守したものとすること。
- ④ ページの作成、更新、修正がシンプルかつ簡単に操作できるような構成・機能とすること。
- ⑤ 画像やイラスト等が簡単に反映できるようにすること。

(3) サイトデザイン・テンプレート作成要件

- ① アクセスした利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。
- ② 各ページには、共通したヘッダー、フッター、グローバルナビ、ディレクトリ内検索、パンくずを設置すること。
- ③ 機能テンプレートに対するページについては、サーバーサイドのプログラム開発は CMS 事業者が行うが、タブの切り換え等画面上の動作に必要な Javascript 等は納品物に含むこと。
- ④ 全てのページをパソコン、スマートフォン、タブレット等の各種デバイスに対応させること。また、当該対応は、レスポンシブウェブデザインにより対応すること。
- ⑤ Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に登載されている汎用ソフトウェアの最新版にて閲覧可能であること。Edge、Chrome、firefox、android、iOS の最新バージョンで閲覧が可能であること。
- ⑥ HTML5+CSS3 で記述すること。
- ⑦ 文字コードは「UTF-8」とすること。

- ⑧ スタイルの記述は、インラインではなく外部スタイルシート (/shared/style/) として記述すること。
- ⑨ 共通の画像ファイルなどについては「/shared/images/」に保存すること。
- ⑩ 個別の Javascript 等は CMS 事業者と協議の上、調整を行うこと。
- ⑪ 作成したデザインは、県で確認及び検証した結果、問題があると判断した場合は、修正を行い、県の検証に合格するまで修正作業を行うこと。
- ⑫ 令和 8 年 11 月末までに、最終デザインデータを受託者から CMS 業者に提出すること。デザインデータの形式は、確認時は PNG 形式とし、確定した最終デザインデータは PSD 形式とすること。
- ⑬ CMS テンプレート用のデザインは、日本産業規格の定める JIS 規格 (JISX8341-3:2016) に配慮すること。特に、色のコントラストには十分配慮し、テキスト及び画像化された文字の視覚的な表現には少なくとも 4.5 : 1 のコントラスト比を確保すること。

(4) ページ作成要件

作成する以下のページは、受託者が提供した原稿や素材をもとに CMS 事業者が作成する。CMS 事業者での作業時間は約 3 か月を要するため、スケジュール作成時に留意すること。

① トップページ

本仕様書及び別紙「デザイン構成 (案)」を参考にすること。

ただし、別紙「デザイン構成 (案)」は目安であり、適宜、項目及び内容を追加又は充実していくことは構わない。本仕様書及び別紙「デザイン構成 (案)」に記載のない事項であっても、本業務の目的達成に資する有効な提案を妨げるものではなく、具体的な画面構成、デザイン、機能の実装方法については、受託者の専門的知見を活かした提案とすること。

② 下層ページ

サイト下層ページの雛形となるもの。

あらゆる用途に使用できる汎用性の高いデザイン・機能とすること。

(5) 試験要件

① 作成したデザインページに関し、以下の試験を行うこと。

No	試験	内容	対象
1	XHTML試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://validator.w3.org/	全ページ
2	CSS試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://jigsaw.w3.org/css-validator/	全ページ

3	ウェブアクセシビリティ試験	下記のサイトのmiChecker（エムアイチェッカー）を用いて行うこと。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html	全ページ ※ただし、記述内容が同一のものについては省略してもよい。
4	ユーザビリティ試験	県の担当者同席のもと、受託者（ユーザビリティについて知見を有する者）と共同で行うこと。	全ページ
5	カラーコントラストチェック	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://weba11y.jp/tools/cca/	全ページ

- ② 試験は、作業の初期段階及び完成前に行い、その結果を県に報告し、承認を受けること。
- ③ 試験は、納品前までにすべて完了させ、試験結果表とともに件に提出し承認を受けること。

(6) その他

- ① 上記要件以外に本業務を運用する上で必要となる作業・物品がある場合は、適宜、受託者が実施・調達すること。
- ② 本業務における CMS 事業者との調整は受託者が行うものとする。なお、CMS 事業者との調整のための費用は受託者が負担するものとする。

6 業務分担

以下の役割分担表をもとに業務を実施すること。

富山県	受託者	CMS 事業者
・ ページ校正 ・ ウェブサイト上の軽微な修正	・ 全体の進捗管理、納品の品質確保 ・ サイト企画、設計（サイトマップ） ・ デザイン制作 ・ アクセシビリティ試験	・ デザイン監修（CMS に登録できるか検討） ・ 実装設計（テンプレート仕様作成） ・ コーティング ・ テンプレート作成 ・ 受託者が提供する原稿や素材をもとにページ作成 ・ 動作試験（適合試験を含む） ・ 納品 ・ 分析報告

7 成果物

(1) 成果物は以下のとおりとする。

- ① 成果報告書
(本業務に係る効果検証分析を含めた内容とすること。)
- ② ウェブサイト
- ③ その他必要資料

(2) 成果物に関する著作権等について

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県に帰属するものとする。なお、既に著作権等が設定されているものについては、帰属の対象外とする。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改編その他の修正をすることができるものとする。
- ③ 制作の都合上、止むを得ず著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償で利用できるようにすること。

8 留意事項等

- (1) 本仕様書は、プロポーザル用であり、選定された契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更する場合がある。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と受託者において必要な協議及び打合せを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用する際は、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。

(別紙)

デザイン構成 (案)

1. サイト名

「とやま食の安全総合案内所」

2. サイトデザイン

- ・行政サイトとして信頼感と親しみやすさがあり、重要な情報やアクセス者が求める情報に容易にアクセス可能なレイアウトとする。
- ・全ページに共通したヘッダー及びフッターを設けること。
ヘッダーには、サイト名とサイト内検索、グローバルメニューを設置すること。グローバルメニューは以下の6項目とする。
「最新情報」「イベント案内」「イベント開催結果」「相談窓口」「食品安全の各種情報」「各種手続き（事業者向け）」。
フッターには、問合せ先の情報（富山県農林水産部農産食品課）を表示すること。
- ・ヘッダー直下にパンくずを設けること。

3. トップページテンプレート

- ・ページ上部に目立つ「重要なお知らせ」エリアを配置。
- ・グローバルメニューに対応するメインコンテンツを6つ設置。
「最新情報」「相談窓口」「イベント案内」「イベント開催結果」「食品安全の各種情報」「各種手続き（事業者向け）」。
- ・「食品安全の各種情報」として以下8個のタグ型リンクを配置。
「食中毒」「食品表示」「畜産」「とやまジビエ」「健康食品」「安全な食品の生産・流通体制」「食品回収・自主回収」「富山県の食品安全施策」。
- ・最下部に「とやま食の安全情報 LINE 登録」「関連リンク集」のリンクバナーを設置。
- ・縦に長いページにならないようにすること。

4. 下層ページテンプレート

- ・各種ページ作成の際の雛形テンプレートとなるもの。
あらゆる用途に使用できる汎用性の高いデザイン・機能とすること。

(参考) イメージ図

 **とやま食の安全総合案内所**

サイト内検索

最新情報

イベント案内

イベント開催結果

相談窓口

食品安全の各種情報

各種手続き (事業者向け)

ホーム > トップページ

重要なお知らせ

重要

2024年5月15日

腸管出血性大腸菌 (O157) による食中毒にご注意ください (注意喚起) >

注意

2024年5月10日

食品回収情報 (株式会社〇〇〇〇〇を回収) >

お知らせ

2024年5月1日

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント >

重要なお知らせ一覧 >

最新情報

一覧へ >

2024年5月15日

重要

腸管出血性大腸菌 (O157) による食中毒にご注意ください (注意喚起)

2024年5月10日

注意

食品回収情報 (株式会社〇〇〇〇〇を回収)

2024年5月1日

お知らせ

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

2024年4月25日

お知らせ

野生鳥獣の食肉 (ジビエ) 利用に関する注意点

相談窓口

一覧へ >

○食品表示に関するご相談はこちら

電話での相談：076-444-8484
FAXでの相談：076-444-8600

専用フォームから相談 (リンク) 

※食品表示110番について >

○その他食品安全に関するご相談はこちら

問合せ先一覧 >

イベント案内

一覧へ >

2024年6月10日

募集中

親子で学ぶ！食の安全教室 (富山市開催) >

2024年6月20日

募集中

食品事業者向けHACCP入門セミナー (オンライン開催) >

イベント開催結果

一覧へ >

2024年4月20日

開催しました

親子で学ぶ！食の安全教室 (魚津市開催) >

2024年4月15日

開催しました

食品事業者向けHACCP入門セミナー (オンライン開催) >

食品安全の各種情報

安全な食品の生産・流通体制

食品表示

畜産

とやまジビエ

健康食品

食品回収・自主回収

富山県の食品安全施策

各種手続き (事業者向け)

とやま食の安全情報 LINE 登録



関連リンク集

国・県の関係機関や団体のサイトをご紹介します >

問合せ先

富山県農林水産部農産食品課
〒930-8501 富山県富山市新坂町1番7号
TEL：076-444-3272 (直通) FAX：076-444-4407
E-mail：nousan@pref.toyama.lg.jp

サイトのご利用について

個人情報取り扱い

アクセシビリティ方針

リンク集

サイトマップ

Copyright © Toyama Prefecture. All Rights Reserved. 

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰

する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第 15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。